OMailmagazine

月労運研レポート No. 98

2022年8月10日号

スクリューフレ	ーション下の最	景闘争 •				 •	伊藤	彰信	2 P
今秋、地域最低	賃金を再改定し	ろ・・・				 •	嶋田	泰治	9 P
最低賃金法第7	条の減額特例問	問題も忘れ	ずに・・			 •	後藤	陽司	11 P
行き詰っている	目安制度、最低	L 賃金決定	方式の見	見直し	を・	 •	橋本	策也	12 P
物価急騰の中、	社会的連帯を再	手生する最	賃闘争を	È••		 •	服部	恭子	15 P

- ■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研) 〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付
- ■発行責任者 · 伊藤 彰信
- ■http://rounken.org/
- ■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会
- ■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会
- ■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail <u>roukenj2014@yahoo.co.jp</u>

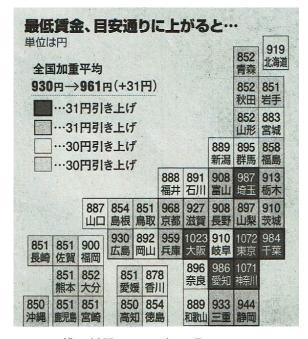
スクリューフレーション下の最賃闘争

伊藤 彰信(労運研事務局長)

全国加重平均で31円の引上げ

中央最低賃金審議会は8月2日、2022年度の地域最低賃金について、A・B ランクを31円、C・D ランクを30円引上げる目安を答申した。全国加重平均は31円引上げ961円(3.3%)となった。過去最大の引上げである。この目安をうけて、地方最低賃金審議会で審議され、都道府県ごとの地域最低賃金が決定される。

ことしの地域最低賃金の改定は、コロナ災害下ならびにウクライナ戦争による物価高騰を反映した改定額をどう決めるのかが大きな焦点であった。労働者側は、生活必需品(基礎的支出項目)の4~6月の上昇(4.5%、4.7%、4.4%)を根拠に 5%(47円)の引上げを主張した。使用者側は、別表4の従業員30人未満の賃上げを



朝日新聞 2022年8月3日

もとに 1.5%の引上げを主張した。公益側は、消費者物価の上昇を考慮し、実質賃金指数を計算する場合に使用する「持家の帰属家賃を除く総合」の 4~6月の数値 (3.0%、2.9%、2.8%) にもとづき 3.3%の引上げを提示し、公益委員見解が答申となった。

「新しい資本主義」の時代の最賃なのか

松野博一官房長官は記者会見で「『新しい資本主義』の時代にふさわしい引上げ額の目安だ」と評価した。自民党の茂木敏光幹事長も「物価上昇に負けない賃上げが重要であり、結果を高く評価したい」と述べた。

日本商工会議所は三村会頭のコメントを発表した。客観的なデータに基づく真摯な議論がなされたことを評価したうえで「消費者の生計費に対する足元の物価上昇の影響を強く考慮する一方、企業の支払い能力の厳しい現状については十分反映されたとは言い難い」と不満を述べた。そのうえで「政府には、価格転嫁対策をより一層強力に進めていただくとともに、生産性向上に取り組む中小企業を支援する各種施策に十分な予算を確保するなど、中小企業が自発的に賃上げできる環境整備を強く求める」と要望した。

連合は「公労使が議論を尽くし、労働条件改善に資する目安が示されたことを評価する」 とし、「誰もが時給 1000 円」の実現に向けて継続的な引上げと地域間「額差」の改善に努 力していくという事務局長談話を発表した。全労連は「最低賃金が低い地域ほど賃金上昇率 が高く、さらに物価高騰は低所得者ほど重荷になることを考えると、地域間格差が広がる当 目安は根拠も不明確であり看過することはできない」と答申を批判する事務局長談話を発表 した。

31円の引上げでは物価上昇に追いつかない

31 円の引上げでは、消費者物価が上昇し、さらなる値上げが目白押しで予定されている 状況で、低所得者の生活防衛には到底ならない。いまの消費者物価の上昇はスクリューフレ ーションと言われている。生活必需品中心の物価上昇のことで、「締め付け」(スクリュー) と「物価上昇」(インフレーション)を合わせた造語だそうだ。6 月の消費者物価指数(生 鮮食料品を除く総合) は対前年同月比 2.2%の上昇である。一般的に発表される消費者物価 指数は「生鮮食料品を除く総合」である。「基礎的支出項目」(食料、家賃、光熱費、保健医 療サービスなど)といわれる生活必需品の物価上昇は 4.4%である。「選択的支出項目」(教 育費、教育娯楽用耐久財、月謝など)といわれる贅沢品の物価上昇は 0.2%である。この 6 月の物価をもとに2010年の平均と比べると「基礎的支出項目」は15.3%上昇しているのに 対し、「選択的支出項目」は 0.1%の上昇である。家計に占める生活必需品の割合は年収が 低いほど大きく、世帯年収 200 万円未満だと 58%が生活必需品で占めるという調査がある。 では、「持家の帰属家賃を除く総合」とは何か。「持家の帰属家賃」とは、持ち家によって 支払わずに済む家賃のことで、自己の持ち家を自分に貸すという架空の経済取引のことであ る。実質賃金(名目賃金マイナス物価上昇)を計算する場合に使われている。公益委員見解 では、「必需品的な支出項目については4%を超える上昇率となっている」と指摘し、「最低 賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる」 と言いながら、「持家の帰属家賃を除く総合」を持ち出して「3.0%を一定程度上回る水準 を考慮する必要がある」とした。「持家の帰属家賃を除く総合」は、「基礎的支出項目」と 「選択的支出項目」の双方を含むものだから、ほかの総合指数よりは労働者の生活感覚に近 い指数だと説明されている。しかし、低所得者層を対象とする最低賃金の水準を議論する場 合の指数として適切とは思えない。その意味では、労働者側委員が「基礎的支出項目」を根 拠に5%(47円)の引上げを主張したことは当然であり支持したい。

今回、 $A \cdot B$ ランクと $C \cdot D$ ランクに 1 円の差を設けた理由として、公益委員見解は「消費者物価の上昇率は $A \cdot B$ ランクがやや高めに推移していること」「昨年度は A ランクを中心に雇用情勢が悪化していたが、今年度は改善していること」「地域間格差への配慮の観点から最低額の比率を上昇させていく必要があること」を挙げている。もともと「持家の帰属家賃を除く総合」は、家賃が反映するので、都市部が高く地方が低くなる傾向がある。全国平均を 100 とすると、おおよそ大都市は 105、中都市 100、小都市 97、町村 96 という調査もある。「持家の帰属家賃を除く総合」をもとに目安を決めていけば、地域間格差は拡大するのである。

地方最低賃金審議会で目安を上回る引き上げを

ことしの目安額は、スクリューフレーションと言われる低所得者層の生活を直撃する物価 上昇には追いつかないものである。また、諸外国の物価上昇に対する最低賃金の引上げと比 較しても見劣りのするものである。さらに、地域間格差を解消するものではなく、拡大する ものである。全国一律時給 1500 円を求めて運動してきた立場からいえば、全国一律時給 1500 円への道筋も見えず、遠のいてしまったといわざるをえない。

公益委員見解は、「地方最低賃金審議会への期待」として、「目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」とか「地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する」など異例の記述をしている。さらに「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときには、必要に応じて対応を検討することが適当である」とまで述べている。

地方最低賃金審議会では、地方の事情も踏まえなければならないが、労働者側委員が「基礎的支出項目」を根拠に5%(47円)の引上げを主張してもらいたい。都道府県別の詳しい消費者物価指数のデータ(「基礎的支出項目」や「持家の帰属家賃を除く総合」など)を持ち合わせていないので、有効に使えるものなのか分からないが、データは存在するのでそれを駆使しながら論戦に挑んでほしい。第4回目小委員会に提出された都道府県別の消費者物価指数等(「持家の帰属家賃を除く総合」)の推移をみると4月の青森県は6.8%と跳びぬけている。

さらに、地域間格差の解消を図るべきだと同時に主張していく必要がある。茨城県知事は7月27日、茨城労働局長と茨城地方最低賃金審議会会長に「栃木県をはじめとする近隣県との格差解消に向け、目安額を3円以上上回る積極的な引上げをするよう」を要請した。知事が、具体的数値を示して引上げを要請するのは初めてのケースであろう。しかも、「格差是正」ではなく、近隣県を下回ることがないようにとの「格差解消」の要請である。事務局レベルでは、近隣県との調整が行われているに違いない。このような動きが広がっていけば、全国一律制は実現する。

行政に対しては、中小企業支援対策を行い、長時間労働や雇用不安にならない措置を図るよう具体的に迫るべきである。また、生計費調査の実施、審議にあたって最賃近傍で働く労働者の声の反映、審議会の公開性などについても追及する必要がある。

さらに我々が主張すべきことは「全国一律 1500 円」への道筋を示せということである。いまのような賃金、生計費、支払能力をめぐる「数字いじり」の審議をやっていては、「全国一律 1500 円」への道筋は見えてこない。春闘が終わったから「さあ地域最低賃金について『いくら引上げるか』議論しましょう」というのではなく、地域最低賃金はどうあるべきか理念目標を示し道筋を立てて議論していくことである。

諸外国では物価高に伴う最低賃金引上げを実施

諸外国では、新自由主義にともなう貧困と格差が大きな政治的、社会的な問題となり、貧困対策のひとつとして最低賃金の引上げが行われてきた。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による経済活動の停滞に伴い打撃を受けた低賃金労働者の生活を守るため、最低賃金の引上げは重要性を増してきた。コロナ前とコロナ後の諸外国の最低賃金引き上げ状況をまとめてみた。このように外国では、多いところは 20%以上、少なくとも5~6%の最低賃金の引き上げを行っているのである。欧州主要国に比べ日本の最低賃金は6割程度の水準にとどまっている。

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	日本
コロナ前	19/4£8.21	20/1 €10.15	20/1 €9.35	09/7\$7.25	20/1#8590	19/10¥901
コロナ後	20/4£8.72	21/1 €10.25	21/1 €9.50	22/7	21/1#8720	20/10¥902
	21/4£8.91	21/10€10.48	21/7 €9.60	WDC \$ 16.10	22/1\9160	21/10¥930
	22/4£9.50	22/1 €10.57	22/1 €9.82	LA \$ 16.04	23/1#9620	22/8 ¥961
		22/5 €10.85	22/7€10.45	SF \$ 16.99		
			22/10€12.0			
円換算(7/22)	1602円 £ = 168.68	1537 円 €=141.63	1699 円 €=141.63	2350 円 \$ = 138.34	1028円 W=0.1069	961円

アメリカの連邦最低賃金は時給 7.25 ドルで 10 年以上据え置かれているが、多くの州・市で上乗せが行われている。時給 15 ドルを採用している州・市においても今年になって引き上げをするところが多い。7 月から引き上げが行われた、ワシントン DC16.10 ドル、ロサンゼルス 16.04 ドル、サンフランシスコ 16.99 ドルを表に記載した。シカゴは 15.40 ドルになった。これらの市の最低賃金は物価連動である。ハワイ州は 7 月現在 10.10 ドルであるが、2022 年 10 月に 12 ドル、2024 年 1 月に 14 ドル、2026 年 1 月に 16 ドル、2028 年 1 月に 18 ドルと段階的に引き上げることを決定した。

フランスは今年 5 月から時給 10.85 ユーロに引き上げられたが、物価スライド制を採用しているからである。3月の低所得者層(収入が下位20%の世帯)の消費者物価指数が、前回の改訂基準となった2021 年 11 月の指数に比べ2%を超える上昇率を示したからである。

ドイツは、2022 年 10 月から 12 ユーロになるが、これは 2021 年 11 月に成立したシュルツ連立政権の政策協定によるものである。EU 最低賃金指令案は、最低賃金の適正な水準のめどを「労働者全体の賃金の中央値の少なくとも 60%、または平均賃金の 50%」としている。ドイツの 2021 年 1 月の最低賃金は 9.50 ユーロで中央値の 48.2%であった。これを、段階的に引上げることにしていた。シュルツ政権では中央値の 60%にあたる 12 ユーロを2022 年 10 月から実施することを決定した。

フランスは 2021 年 1 月の 10.25 ユーロの段階で中央値の 61.4%に達している。イギリスは 2020 年の 8.72 ポンドの段階で中央値の 60%を達成し、2024 年には中央値の三分の二まで引き上げることを目標にしている。韓国はすでに中央値の 62.5%に達している。経済協力開発機構(OECD)によると、日本ではフルタイム労働者の賃金に対する最低賃金の水準が 45%である。中央値の 60%にするには最低賃金を 1240 円にしなければならない。

ハプニングもあったが「官製春闘」に収まった目安額

ことしの地域最低賃金の改定をめぐる経過を振り返ってみよう。ここからは憶測に満ちたストーリーとして読んでもらいたい。

岸田首相は、「新しい資本主義」を掲げ「成長と分配の好循環」を実現するために、財界に「3%超え」の賃上げを要請した。日本経団連は了承した。日本商工会議所は難色を示した。「景気回復といっても『K 字回復』であり、宿泊業や飲食業は赤字続きである。最低賃

金は現状維持にしてもらいたい」とでも言ったのだろう。連合は「官製春闘」を大歓迎し、 芳野会長は自民党幹部と会食を重ねるようになった。厚生労働省は「最低賃金の引上げゼロ と言うわけにはいかないでしょう。そんなことをしたら外国人労働者は日本に来なくなる。 大企業の賃上げ率を上回るようなことはしませんから」とでも言って日本商工会議所を説得 したのだろう。

1月26日、中央最低賃金審議会は手打ちの場となった。坂口厚生労働省審議官が「来年度以降につきましては、労使双方の皆様がやむなしという段階に至るまで十分審議を尽くせるよう、事務局として、労使の調整に最大限努力することをお約束いたします」と発言し、了承された。日本商工会議所は、支払能力を主張するが、強行採決を行わないことを条件に最低賃金の引上げについてはある程度容認することになった。すなわち、政府の経済政策、具体的には「骨太の方針」にもとづいて最低賃金を決めることを了承したのである。同日、目安全員協議会が開かれ、令和3年度中をめどに取りまとめることになっていたスケジュールを後ろ倒しし、令和4年度中に取りまとめることにした。目安全員協議会とは5年ごとに開かれる会議で、ランクの見直し、目安水準の考え方、参考資料などを検討する会議である。

日本商工会議所が4月5日に公表した「最低賃金引上げの影響および中小企業の賃上げに関する調査」をみると、最低賃金引き上げの傾向に肯定的な姿勢が窺えた。連合の5月6日時点での賃上げ回答状況は、加重平均で6160円、2.10%、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で時給24.54円、2.39%であった。連合は、「2015年以来の賃上げ幅であり、賃上げの流れは引き継がれている」と総括し、「労働組合が社会を動かしていく『けん引役』として一定の役割を果たした」と自信のほどを示した。日本経団連が5月20日に発表した大手企業の第1回集計は7430円、2.27%である。また、わざわざ業績がコロナ前の水準を回復した企業の集計結果は9748円、3.02%だったと発表して、「賃上げ3%超え」を実現したとアピールした。これらの賃上げ率の数字は名目賃金である。

コロナからの景気回復をめざす岸田構想は着実に進行していた。5 月 31 日に示された 「骨太の方針」の原案には「地域別の最低賃金については、その引上げの環境整備を一層進 めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正 化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り 早期に最低賃金の全国加重平均 1000 円以上となることを目指し、引き上げに取り組む。こ うした考えのもと、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ 額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、 しっかり議論する」と書き込んだ。同日開催された「新しい資本主義実現会議」では、「新 しい資本主義の実行計画」の工程表に「2025 年度にも全国平均で時給 1000 円以上を目指 す」ことを盛り込んだ。2021 年度の最低賃金全国加重平均が 930 円だから、単純計算する と毎年 17~18 円(約2%)引き上げて4年かけて達成することになる。安倍政権は毎年 3%引上げるとしていたので、2023年に 1000円に到達することになっていた。ペースダ ウンした背景には、連合や日本商工会議所との裏合意があったのだろう。政府は「3%超え」 と「2%程度」の二枚舌を使ったのである。6 月 6 日、黒田東彦日銀総裁は「家計は値上げ を受け入れている」と発言し政府方針を後押しした。しかし、この発言は裏目に出た。世論 の反発を受け、黒田総裁は、翌日陳謝し、翌々日国会で発言を撤回した。

参議院選挙を乗り切った岸田首相は、ウクライナ戦争による物価上昇も加味した最低賃金引き上げの着地点を探らざるを得なくなった。7月12日、厚生労働省は、中小零細企業の賃金上昇率が1.5%で、24年ぶりの高さだったと発表した。何のことはない、第2回目安小委員会に提出された第4表のことである。日銀は7月21日の金融政策決定会議で、2022年度の物価上昇率予測を1.9%から2.3%に引き上げた。黒田総裁は記者会見で賃上げの現状について「賃金の上昇が進んでいることは事実だが、現在の2%程度の消費者物価の上昇には追いついていない。経済の持続的な成長のもとで物価が持続的安定的に上昇する形になるためには、ことしの冬のボーナスや来年の春闘などでもう一段の賃上げが必要だ」と発言した。岸田首相も7月25日の経済財政諮問会議で「物価上昇を踏まえ、最低賃金を含め、賃上げの流れをよりしっかりとした継続的なものにする」と述べた。厚生労働省は7月25日の第4回目安小委員会に「持家の帰属家賃を除く総合」の資料を提示した。公益委員は労働者の生計費として「3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある」と述べた。8月1日の第5回目安小委員会で3.3%を基準とする公益見解が了承された。めでたく「3%超え」で収まった。二枚舌に騙された日本商工会議所が中小企業支援予算をどの程度獲得したかは知らない。

最賃闘争の立て直しを

今までの最低賃金引き上げの議論は、政府の「デフレからの脱却」という経済政策にもとづいたものであった。連合は 2019 年春闘で「賃金引上げよりは賃金水準を重視する」方針を提起したが定着せず、コロナ災害の下では「賃上げよりは雇用優先」に走った。コロナからの経済回復を踏まえた 2022 年春闘では「官製春闘」の復活に乗って賃金交渉を行った。大手労組が妥結した 3 月ごろは、まだ物価高騰がこれほどまでになるとは思っていなかったに違いない。

今年の目安小委員会の議論でも、「生計費」は消費者物価上昇率との関係で議論されているにすぎない。もちろん、昭和 53 (1978) 年度の目安を検討した中央最低賃金審議会第 1 小委員会の報告 (1978 年 7 月 27 日) の記述にあるように「地域別最低賃金額の引き上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」ことは当然である。連合は「連合リビングウェイジ」にもとづいて生計費について主張しているのだろうが、公益委員見解には生計費調査にもとづく分析の記述はない。名目賃金の賃上げ率と支払能力を振りかざして労使の主張がぶつかり合い、公益が妥協案をだす形でまとまるのである。しかも、妥協案は「骨太の方針」にもとづく政府の最賃引上げ目標である。「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均 1000 円以上とする」では、いつまでたっても「全国一律 1500 円」には到達しない。

賃金は生計費なのだから、最低賃金の水準は「生計費」こそ重視すべきである。「支払能力」については水準を決定した後の政府の支援策として議論すべきである。最低賃金引上げ目標を変更させる、最賃審議のやり方を変更させるためには、「支払能力」を削除し「全国一律制」を盛り込むように最低賃金法を改正する必要がある。我々は「全国一律 1500 円」を実現するための道筋を示し、運動を強化しながら実現を目指すべきである。

最賃闘争は広がりを持ってきた。しかし、決定的な弱点は、既存組織労働者、正規雇用労

働者の連携が希薄なことである。既存組織労働者、正規雇用労働者は、最低賃金闘争は自分の課題ではないと思っている。春闘での賃金引上げが終わった後に、中小零細企業の未組織労働者へも賃上げを波及させる行事として、最低賃金審議会で地域最低賃金の改定議論が行われるのであって、自分には関係ないと思っている人が多い。また、最低賃金が引き上げられると自分の賃金が下げられるのではないか思う人、雇用が不安定で低賃金の労働者が存在することによって自分の賃金・労働条件が保たれていると思う人が多い。さらに、最低賃金近傍で働いている人は、ダブルジョブ、トリプルジョブをして生活費を稼いでいる。労働組合運動に参加する時間余裕もない。労働組合は非正規雇用労働者のことについて何もしてくれないので労働組合に期待していない。

このような意識を変えるには、学習会をいくら重ねても効果は少なく、労働組合活動の実践の中で積み重ねる職場討議を経て少しずつ変化していくものである。まずは非正規雇用労働者の要求を掲げることからしか始まらない。

EU 最低賃金指令案

EU 最低賃金指令案は、2020 年 10 月に提案されたもので、EU 域内での労働者に占める 貧困層の割合が近年上昇傾向にあることから、各加盟国の最低賃金を十分な水準へと底上げすることを目指すものである。労働組合の組織率が高い国は最低賃金の水準も高いことに着目し、組織率が 70%以下の加盟国に対して、労使双方の団体など社会的パートナーとの協議の上で、法律または社会的パートナーとの合意により、団体交渉を実施する枠組みを設定すること、団体交渉を推進する行動計画を策定することを加盟国に求めている。さらに、法定最低賃金を設定している加盟国に対しては、その設定基準に含めるべき客観的な指標を規定するよう求めている。指令案はあくまでも最低賃金の枠組みを提供するものであり、加盟国の最低賃金を直接規定するものではないと説明してきた。

コロナの影響を受け、2021 年 4 月には、指令案を審議している雇用社会問題委員会は、指令案をさらに強化する修正案を提出した。修正案は、法定最低賃金の設定権限は加盟国にあることを前提とし、労働者の組織率が 90%以下の加盟国に対して団体交渉を推進する適切な環境を確保し、さらに組織率を少なくとも 90%に引き上げるためにスケジュールと具体的な対策を含む行動計画を策定することを求めている。また、「労働者全体の賃金の中央値の少なくとも 60%、または平均賃金の 50%」以下の最低賃金を不十分な水準と規定した。搾取的な下請や請負、名ばかり「自営」、記録の無い残業などを取り締まるための監視体制の強化、労働査察官の設置なども含まれている。雇用社会問題委員会は、2021 年 11 月に修正案の「組織率 90%」を「組織率 80%」に変更したうえで修正案を可決し、EU 本会議も同修正案を可決した。EU 最低賃金指令は 2022 年夏にも発効する見込みである。

ヨーロッパの労働組合は産業別労働組合である。最低賃金は産業別労使協定で規定している。新自由主義によって産業別労働組合も弱体化し、産業別最低賃金の適用範囲が狭まってきたことが背景にある。企業別労働組合が主流の日本でEU最低賃金指令の考え方を取り入れる場合、運動論、組織論も戦略的に十分検討しなければならないと思う。

今秋、地域最低賃金を再改定しろ!

厚労大臣、労働局長は、再改定を諮問しろ!

嶋田 泰治(わたらせユニオン書記長)

むしろ旗を立ててパレード

栃木では、わたらせユニオン、宇都宮市 民ユニオン、生協労連とちぎコープ労組な どが中心になって7月24日、「最賃パレ ード」を行った。30人が参加して、先導 車で街頭宣伝をする中、むしろ旗を掲げて 約1時間、宇都宮中心部をパレードした。

7月29日の第2回審議会の中でわたら せユニオンを代表して意見陳述を行った。 その内容は、①最低賃金の水準の議論をす べきだ。水準は、ILO131号条約等の



「労働者とその家族に必要」な最低賃金とすべきだ。②今年度の改定に当たっては物価の上昇をカバーする改定とすべきで、ドイツなどヨーロッパ諸国と同様に大幅な改定が必要だというものだった。

栃木では審議会の傍聴席は8席で、毎回10人程度の傍聴申し込みがあり、抽選で2名程 度が傍聴を拒否されている。また、審議会ごとに、労働局前でスタンディングを行っている。

たった 31 円の引上げ、しかも全国加重平均で

2022年度の最低賃金改定は、中央最低賃金審議会がA・Bランク31円、C・Dランク30円の引き上げを目安として答申し、地方最低賃金審議会への議論に移っている。

中央最低賃金審議会は目安の根拠について次の通りとしている。(ア)賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性がある。(イ)労働者の生計費については、消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が、今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案し、3%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。(ウ)通常の事業の賃金支払い能力については、企業の利益や業況がコロナ禍からの改善傾向がみられるものの、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。(エ)各ランクの引き上げ額の目安について

は、前記ア、イ、ウを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引き上げ額の目安は3.3%を基準として検討することが適当である。地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別大低賃金の最高額に対する最低額の比率を上昇させる必要も考慮し、A・BランクとC・Dランクの差を1円とすることが適当である。以下(オ)(カ)については省略。

記録的な「値上げの秋」がくる

最低賃金法は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定に資することを目的としている。その目的を達成するためには、少なくとも物価上昇率以上の改定が求められる。生活必需品に特化した「基礎的支出項目」は、切り詰めることが極めて難しく、6月には4.4%上昇していて、低賃金労働者の生活を直撃している。中央最低賃金審議会の今年度の改定の目安額は、過去最大の引き上げということが強調されているが、低賃金労働者にとって物価上昇の中、実質的な賃下げになってしまうものである。帝国データバンクが公表した食品メーカーの値上げ調査の結果によると、8月の2431品目の値上げに続き、10月にはさらに6305品目の値上げが計画されている。まさに記録的な「値上げの秋」になるという予測が出ている。

欧米では一年間に何度も最低賃金を引上げている

玉	最低賃金の動向	引上げ合計	円換算額
フランス	2021年10月 10.48ユーロ (2.6%引上げ) 2022年1月 10.57ユーロ (0.9%引上げ) 2022年5月 10.85ユーロ (2.2%引上げ)	5.9%	1549円
ドイツ	2021年7月9.60 ユーロ (1.1%引上げ)2022年1月9.82 ユーロ (2.3%引上げ)2022年7月10.45 ユーロ (6.4%引上げ)	10%	1492円
イギリス 23 歳以上	2021年4月 8.91ポンド (2.2%引上げ) 2022年4月 9.50ポンド (6.6%引上げ)	8.9%	1574円

ドイツは2022年10月に、最低賃金を14.8%引き上げ12ユーロ(1713円)にすることを決定している。この1年余りの期間に最低賃金を25%の改定することになる。フランスは物価スライドを導入していて、最低賃金の改定から2%以上物価が上昇すると、最低賃金も改定される仕組みになっている。(円換算額は7月15日現在の為替レート)

コロナや、ウクライナ情勢の中で、ヨーロッパでは、最低賃金を1年に2~3回改定し、 しかも、大幅に引き上げている。日本でも、物価高騰が続いた場合、最低賃金の再度の改定 を行うべきである。

中央最低賃金審議会は、目安答申の中で、「今後、公益委員見解のとりまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としている。まさに状況認識に大きな変化が生じている。目安答申に基づき、厚労大臣、労働局長は、今秋、再度、最低賃金審議会に対し、改定を諮問するべきである。厚労省、労働局に申し入れ、今秋、再度の最低賃金改定を実現しよう。

愛知での最低賃金闘争の一局面

最低賃金法第 7 条の減額特例問題も忘れずに

後藤 陽司 (障害者労働組合)

私が最低賃金闘争に関わるようになったのは、2013 年頃から愛労連(愛知県労働組合総連合)の最賃引上げ署名運動に取り組むようになってからである。当時所属していた愛知のローカルユニオンが中小零細企業労働者や非正規労働者を多く組織していたこともあり最賃闘争、とりわけ署名運動に熱心だったこと、自分も基本給の基礎時給が最賃そのものだったことから、最賃引上げがそのまま賃上げにつながるので熱心に取り組んだ。年によっては 1人で 1000 筆以上を集めたこともある。その後は、愛労連の最低賃金・公契約対策委員会の委員として、最低生計費調査や、エキタス東海とも共同した最賃アクション(街宣行動)、愛知地方最低賃金審議会への意見書提出、党派を超えた地元選出の国会議員への要請行動にも取り組み、江崎鉄磨氏(自民党)に全国一律最低賃金制への法改正の紹介議員になってもらったりした。また地域労連の役員として一宮市議会に対して、最賃引上げ・全国一律制の意見書採択の請願運動も継続的に続けた。

最近は、自分が精神障害者ということもあり、最低賃金法第七条のいわゆる減額特例の問 題にも取り組んでいる。すなわち、「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」 などについては、都道府県労働局長の許可を受けた場合に、その従業員の労働能力等に応じ て減額した最低賃金を個別に認めるという取扱いが設けられていることは、産業社会におい て、資本にとって「労働力能」が「劣る」とみなされる者に対しては、ほんらい全ての労働 者に平等に適用されるべき最低賃金制度において、差別が許されるということを法的に容認 していることになる。障害者労働組合の役員によれば、全国で約50名が減額特例を受けて いるという。こうした事は到底看過できないので早期に撤廃を求める運動にも着手している。 愛知では「栄総行動」という名古屋市の中心街で自治体や官庁、企業に対して、様々な団体 や市民が様々な要求を提出、要請する行動が毎年2回行われているが、この4月にも愛知労 働局に対して、全労連・全国一般やJMITUとともに障害者労働組合として、最低賃金に 関する様々な要求の一環として、「最低賃金法第7条の減額の特例を撤廃し、とくに障害者 雇用促進法に則った適正な実態把握をおこない均等待遇の実現をはかること」を申し入れた。 労働局の回答は、特例撤廃は法改正を伴うので、厚生労働省本庁に伝えるというものであっ たが、愛知県において減額特例を受けている労働者は何名いるか把握していないというので、 次回には人数と特例を受けている理由を回答することを約束させた。

また7月には本年の最低賃金の改定にあたって、愛労連の呼びかけに応じて、上記「栄総行動」の3組合で愛知地方最低賃金審議会に意見書を提出した。主な趣旨は、愛知県の地域最低賃金を将来的に2000円に引き上げよ、及び、最低賃金の決定に当たっては労働者の生

計費を基礎とすることを原則にし、愛労連が実施した最低生計費調査結果を用いよ、などで ある。前者は、1980年代以降の新自由主義経済、とりわけ 2020年以来のコロナ・パンデ ミックの災禍で、非正規労働者にしわ寄せが集中していること(解雇・雇止め、シフトカッ ト、休業手当未払、など)、そして、いわゆるフルタイム正社員・正職員の平均時給は約 2,000 円となっているが、いわゆるパートタイム等非正規労働者の平均時給は約 1,000 円 であり、大きな格差が生じている。2020年6月に施行されたパートタイム有期雇用労働法 では、同一企業内において、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇 について、不合理な待遇差を設けることが禁止された。さらに、岸田政権が策定したいわゆ る骨太方針 2022 においても、「同一労働同一賃金の徹底等を通じた非正規雇用労働者の処 遇改善や正規化に取り組む」と明記されていることから、真の同一労働同一賃金を実現する ためにも、最低賃金を時給 2,000 円に引き上げるように要請した。また、 先進国では最低 賃金額が続々と大幅引き上げされて 1500 円超えが主流になり、オーストラリアやアメリカ では 2000 円以上も実現していることも挙げた。後者は、最低賃金法第9条の最低賃金の決 定3要素のうち、「支払能力」に過度に偏重した審議・決定が行われて、労働者の生計費が 十分考慮されていない現状にかんがみことにもかんがみ、「支払能力」は削除して、愛労連 が実施した最低生計費調査結果を、十分に科学的根拠があるから用いよとした。

今後も粘り強く取り組んでいきたいと思う。

行き詰っている目安制度 最低賃金決定方式の見直しを

橋本 策也(目黒区労協オルグ)

最賃闘争が区労協活動の重要課題に

目黒労協(目黒地区労働組合評議会)は 1952 年創立しました。東京地評や全労連などには ビラやティッシュをいただき、集会に参加するなどお世話になっていますが、組織的には上 部を持たない地域の労働組合の協議体です。加盟組合は、これも全く上部組織に加入してい ない組合、全労連傘下・連合傘下など様々、個人加盟地域労組「めぐろユニオン」も擁して います。

目黒区は、1970 年代ごろまでは東京南部の電気・機械など町工場・中小企業が多く、これらの民間中小企業と、区職労・教組・全逓や全電通などの地域組織を東ねてきましたが、目黒の地域が住宅地となり工場移転が相次ぎ、「労働戦線統一」の連合・全労連発足時に、官公労組合はそれらに軸足をうつす状況で、目黒の地域組織としてかろうじて細々と生き永らえている状況です。したがって運動の軸足は、加盟労組の交流・相互支援は続けていますが、労働相談→「めぐろユニオン」へなど「組織化」活動です。その中で最賃闘争は、公契約条例の取り組みと合わせて、今世紀に入ってからは中心の活動でした。

開かれた賃金闘争を模索

私自身は目黒区職労出身、区立図書館で 35 年以上働いてきましたがその大半は。図書館職員の非正規化、外部委託化との闘いの日々でした。2007 年の「住民と自治」への寄稿では、「当面安易な委託経費切下げや非常勤雇い止めを阻止し、図書館を争点に公正労働基準・公契約制度の導入を図ること。」としていましたが、2011 年の「図書館問題研究会:図書館評論 No.52」では、『すすむ公契約条例制定が求める図書館職員最低賃金(試案)』として、委託・指定管理での労賃切り下げに対し、建設関係の、「設計労務単価」にあたる「図書館最低賃金」への取り組みを呼びかけました。残念ながら 10 年たっても全く進んでいませんが、全国・各地域での「特定最賃」へ、医療・介護・保育分野での動きが始まったことや、「労働協約の地域的拡張適用」に注目しています。

そもそも賃金はどう決まるべきか、個別の企業内労使関係での賃上げが難しい場合は? 目黒労協が長年取り組んできた課題が、大企業と中小企業との賃金・労働条件格差。これに対して「地域春闘」など、企業規模・組合系列などを超えて、賃金・労働条件の底上げを図る闘い、官公労などはこれを支え支援し春闘相場を引き上げることにより、人事院勧告などへの反映をはかり自らの賃上げも獲得する、というモデルでした。

しかしこの 30 年間、あらゆる職場での非正規労働者の拡大、はては「個人請負」など労働者とすら認められない働く者の拡大などで、労働組合組織率は低下し、実質賃金も低下してきました。ここで、賃金は本来労使交渉によって決定すべき、という原則の「労」の枠組を、企業内労働組合→産業別組織→ナショナルセンターという少数になった働く者の姿のみでなく、市民運動も含めた「国」のあり方、貧困・格差をどう解決するのかという闘いの中でも同時に追求することが必要と思います。

フェイスブックで最賃闘争を報告

2022年8月5日、東京地方最低賃金審議会は31円の最賃引き上げを答申しました。当日の審議会会場=東京労働局前の東京春闘共闘などの宣伝行動を報じる目黒労協フェイスブックに以下記述しました。



8/5 午前、東京地方最低賃金審議会開催。中央最賃 審議会の目安、30円、31円引き上げを受け、東京の 最賃を決める場です。

中央最賃審議会の目安は、行き詰まっている目安制度に対して、まったく不当。現状でも C ランクの北海道は、B ランクの茨城、群馬などより高いのに、AB ランク 31 円、CD ランク 30 円引き上げの目安。一昨年はコロナで見送り、昨年は全国一律 28 円、という中

央最賃審議会目安は、A~Dランク制度からの脱却と思ったが、2021年課題とした目安制度の見直しが行えないまま 2022 年最賃検討にいたったための 30 円、31 円答申。

引上げ根拠は、賃金上昇=2.1%(例の幻の数値:初任給·1年未満の短期雇用者をのぞいて一年以上勤務労働者の春闘結果)、物価上昇3%(持ち家負担を除いた家賃も含めた物

価)などからと。そして「中賃目安は地方最賃審議を縛るものではない」と異例の宣言付 き。労働側の奮闘で「過去最高」となったが極めて不十分で、中央最賃審議会は、すでに論 理的に破綻している。

であるなら、地方で、しっかりとした根拠つくりが必要。

東京では、東京都集計 2022 年春季賃上げ・妥結状況の第1回中間集計結果(2022 年 3 月 24 日現在)で賃上げ率は 2.39%と、全国の 2.1%より高い。もちろん物価も全国より 5 %程度は高いし、住居費は 3 割以上全国平均より高い。特に東京では去年から不動産価格は急上昇している。

EU 指令案が示している「賃金中央値の 60%以上」を当てはめれば、東京の中央値 60%以上は 1361 円、全国値より約 100 円高い。そもそも全国平均 3.3%引上げを東京 1041 円に当てはめれば 1075 円:34 円の引上げとなる。東京最賃 31 円の引上げでは全く足らない。

今後物価高騰が予想されるが、物価が大幅に上がったら、年度途中でも最低賃金を引き上げるべき。法制度上は年1回と定めてはいない。物価スライド(月ごと消費者物価が2%以上上がったら良く翌月最低賃金も改訂)になるフランスの最低賃金は2022年すでに3回上がっている。まずは東京でも31円以上最低賃金UPを根拠をもって行い、さらに物価高騰に対して秋から年末にも再度最賃検討を、中央最低賃金審議会にも、国や都にも要請し、そして東京地方最低賃金審議会自らも宣言すべきである。

東京地評・東京春闘共闘は、東京最賃審議会開催に合わせて、会場の東京労働局前で宣伝行動。東京土建・印刷・医労連・教員組合などなどの東京本部役員が次々と訴えました。

最賃決定方式の見直しを主張

目黒労協として、全国レベルの中央最賃審議会などへの行動参加をするようになったのは、私が誘われて「最低賃金大幅引き上げキャンペーン」のコロナ禍での Zoom 会議に参加するようになったこの数年ですが、東京地方最低賃金審議会への傍聴行動・意見書や異議の提出はずーと続けています。今年度の意見書には先のフェイスブックでの観点のほか、最低賃金決定方式を見直すべきと主張しました。

生計費原則の観点からすれば、生活保護給付水準の比較が若年単身者で行われていることは不適切。労働相談などの実態からもシングルマザーや就職氷河期世代など扶養家族・家計を支える最低賃金労働者が多数おり、家族の生計を支えられる最低賃金へ、生活保護基準も有扶養家族モデルに切り替えるべきとして、具体例として厚生労働省の HP があげる母子世帯モデル(30歳、4歳、2歳)の生活保護費が、東京都区部では月額190,550円、8H×22日働くとして**時給換算1108円**。公租公課を考慮すると、時給1440円が必要と主張しました

また「支払い能力論」の観点では、目黒での実感からしても最低賃金張り付きが最も多いのは公的部門関連の「官製ワーキングプア」ではないか。支払い能力論の適応を止めるべきと意見を書きました。

傍聴希望が当選した今年度審議の冒頭の7月29日の東京地方最賃審議会では、経営側委員が複数立ってさかんに「根拠ある引き上げ幅を」と主張されていましたが、生計費原則・賃金上昇・支払い能力の3原則にとどまらず、イギリスが採用し、2022年EUの指令案が基

準としている、平均賃金の 50%あるいは賃金中央値の 60%という基準からは以下の表をあげました。

平均年収		時給換算	平均值 50%	中央値	時給換算	中央値 60%	
東京都	5,849,300円	2812 円	1406 円	472 万円	2269 円	1361 円	
全 国	5,523,000円	2655 円	1328 円	437 万円	2100 円	1260 円	

東京都は令和3年賃金構造基本統計調査、全国は2019年国民生活基礎調査の概況から作成

異議申し立てを行おう

目黒労協は、東京地区最低賃金審議会あて異議申し立てを行うとともに、毎月恒例の最賃宣伝行動を、8月20日(土)昼、8月23日(火)夜と予定。もっと物価高騰に見合った最低賃金の引き上げを!と駅頭で訴えていきます。最賃宣伝はほぼ通年で毎月、東横線の中目黒駅・学芸大学駅で行っていますが、ビラの受け取りは、他の平和問題などの街頭宣伝よりよく、いつもビラを取りに来る若者がみられます。



中目黒駅宣伝の模様(7月22日)

直接の「組織化」にはあまり結びつきませんが、今後も継続していきたいと思います。

物価急騰の中、社会的連帯を再生する最賃闘争を!

服部 恭子(きょうとユニオン書記長)

各地で2022年の最低賃金の答申が出ています。目安の30円(C/D)、31円(A/B)を受けて、各地方の事情を反映して目安以上の答申も出ています。

京都では6月28日に第1回審議会、7月28日の第2回審議会で意見発表。第3回は8月4日に予定されていましたが、2回の延期を経て8月10日の予定です。調整難航中と思われます。

第2回審議会前日の7月27日にはユニオンネットワーク・京都呼びかけで「最低賃金大幅引き上げで物価高を乗り越えよう!」と情宣+アピール行動+デモを約2時間半にわたり取り組みました。毎度ながら最低賃金デモは参加人数が少なくても注目度は高く、今回も若い女性のグループが沿道から声援を送ってくれました。若年層の注目度が高いのもうれしいことですが、いかんせん運動に参加するところまでたどり着かないのが残念というか、こちらの力不足というか・・・。

7月28日には、きょうとユニオンが参加する"ユニオンネットワーク・京都"として 意見発表を行いました。意見書は19日に提出済みでしたので、口頭での発表は物価高 騰の中での低賃金労働者の実情を中心におこないました。



京都市役所前の最賃デモ(7月27日)

意見書の方は、低賃金労働者の増加が将来に及ぼす影響、特に年金で生きていけない大量の高齢者の発生が予測されることを軸に、いま最低賃金の抜本的な見直しが必要なことを中心にしました。

口頭発表では、①低賃金労働者は物価高騰の中で、固定費の節約には限度があり、食費の節約に焦点がある事。安い食品に無点がある事。安いないのではないか、郵便局では多いではないか、郵便局では多いではないか、郵便局では多いではないか、郵便局

やコンビニ、全国チェーンの店舗では、同じマニュアルで同じ仕事をしている、提供するサービスや販売する商品の価格は変わらないのに働く場所で賃金が 221 円以上も違うのはおかしいと訴えました。③低賃金労働者が増加して平均賃金が下がり続け、さらに政府の物価統計偽装も加わって、生活保護の切り下げや年金の切り下げに影響していることを例に、最低賃金で低賃金労働者の賃金底上げを実行することは、いまや社会全体に影響する大きな問題なので、その意識を強く持って、地方から最低賃金制度の変革を訴えていくべきだと表明しました。④同時に、ドイツやフランスでは物価上昇に対応して最低賃金の引き上げが実施されており、日本でも"年に 1 回"でなく、年末の物価上昇の状態によっては、「1 月からさらに○○円引き上げる」という付帯条項を付けるべきではないか、とも。

10 分以内の時間であれもこれも言いたいことがあって、やや散漫になったかと思いますが、いうべきことは言えたかと思います。

今年の目安 31 円 (30 円) は過去最大と言われていますが、この間の物価高騰を乗り越える水準でないことは明らかです。さらに政府が目標とする全国加重平均 1000 円への道のりは先延ばしされ、国際水準の 1500 円超は遥かかなたです。

最低賃金は、正社員も非正規雇用労働者も、働いていない年金生活者、障がい者にも影響する制度になっています。幅広い社会の連帯を作ることができる課題です。特に労働組合という闘いの武器を持っている組織労働者こそが先頭で声を上げ闘うべき課題だと思います。労働組合が"特権クラブ"だと認識されている現状を突破し、社会の在り方を変え、多くの人々の役に立つ存在になるためにも最低賃金闘争を真剣に取り組む必要があると思います。社会連帯を再生する最低賃金闘争を創出しましょう。